

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17029

研究課題名(和文) 信託法における債権法と物権法の交錯についての比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative study on the interplay of the law of obligations and property law in the context of trust

研究代表者

コツィオール ガブリエーレ (Kozioł, Gabriele)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10725302

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：信託に関係する者それぞれの利益の具体的内実およびそれらの最適な調整のあり方を明らかにし、さらには物権法・債権法二分論の再考の手がかりとするため、いわゆる価値追跡理論を分析し、その信託にとっての意義および限界を明らかにした。これは、原権利者の権利に由来する価値が返還義務者の下に同一性を識別できる形で存在する場合、原権利者は優先的権利を有するという考え方であり、返還義務者倒産時における権利者の要保護性および第三者の利益との衡量によって基礎づけられる。これによって、信託における利益衡量や公示のあり方に関する手がかりを得た。

研究成果の概要(英文)：In order to clarify the interests of the various parties involved in the context German and Austrian trust law (Treuhand) and to find an appropriate balance between them, and in the course of this also reconsider the dichotomy of property law and the law of obligations, Wilburg's idea of tracing value into the hands of another (Wertverfolgung) was analysed. It grants the original holder of a right a preferential right in the case of insolvency of the person obliged to return the value if the value still exists with the latter in a manner that allows to discern it as the same value. Such a preferential right has to be seen as conditional on the original holder of the right to be worthy of protection and has to be balanced against third party interests. It was revealed how this idea could give some valuable hints as to the balancing of interests as well as questions of publicity arising in the context of trust, but also where its limitations are.

研究分野：民法

キーワード：信託 物権と債権の関係 価値追跡

### 1. 研究開始当初の背景

ドイツ法およびオーストリア法における信託 (Treuhand) のもとでは、受託者が処分権限を持ちつつも、信託の目的物はなお委託者の責任財産にとどまる。これは、所有権が果たす機能が委託者と受託者の間に分属することを意味する。しかし、そうすると、物権法的主義の下で包括的な所有権のみを認めるドイツ法・オーストリア法においてこのような効果をもたらす信託はどう位置づけられるべきかが問題になる。他方、こうした問題に鑑みて信託を単なる債権関係として捉えることも考えられるが、その場合にはなぜ契約が第三者 (例えば受託者の債権者) に対してまで影響を及ぼすのかが問題になる。

こうした問題を前にして、両国における伝統的見解は法律的所有権と経済的所有権を区別することによる説明を試みていたが、経済的所有権という新たな物権がなぜ認められるかは明らかでなかった。これに対し、物権としての内実よりもむしろ当事者の債権関係に注目し、信託を第三者に対して効果を有する契約として位置づける見解もある。しかし、なぜ単なる債権関係が第三者に対して効果を持ちうるかは明らかにされていない。

以上のような問題は、信託法という制定法を有する日本法においても同様に存在すると考えられる。日本の物権法と債権法は大陸法系に属し、その仕組みはドイツ・オーストリア法のそれと広い範囲で共通するからである。

### 2. 研究の目的

こうした従来の議論は、物権か債権かという概念的思考からの演繹に終始しており、そこで関係者のどのような具体的利益が問題となり、それらがどのように調整されるべきかという視点が欠落していた点に大きな問題があると思われる。むしろ、信託に関係する者それぞれの利益の具体的内実およびそれらの最適な調整のあり方を明らかにする必要がある。その上で、そうした調整のためには物権法と債権法のいずれの枠組がより適切か、この両分野がそもそも、またどこまで明確に区分できるのかという大きな問題についての手がかりを得ることが、本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

以上の観点から調査を進めたところ、ドイツおよびオーストリアにおいて一部に説かれている「価値追跡 (Wertverfolgung)」という理論が、以上の点を考えるに際しての手がかりとなりそうであることが判明した。そこで、この理論の内実・根拠・要件・信託にとっての意義および限界といった諸点を検討することによって、以上の課題に取り組むことにした。

### 4. 研究成果

#### (1) 内容

「価値追跡」とは、「少なくとも経済上の観点から原権利者の財産に由来すると見られる価値が返還義務者の下に元の財産と同一性を識別できる形で存在する場合、その価値の返還を求める権利者には、一般債権者や第三取得者に対して、優先的な権利が認められる」という考え方である。これは、オーストリアの学者ヴァルター・ヴィルブルクによって提唱され、ドイツの学者フォルカー・ペールによって発展させられたものであり、とりわけ倒産の場面で問題となる。

#### (2) 根拠および要件

問題は、こうした理論がいかなる根拠によって正当化されるかである。

##### 債権者平等原則との関係

何よりもまず問題となるのは、それが債権者平等原則に反するのではないかということである。しかし、債権者平等の原則はより強い原則がない限りにおいてのみ適用されるデフォルト・ルールに過ぎず、権利者につき他の債権者と異なる扱いをする正当な理由がある限り、優先的な権利を認めることは十分に可能と考えられる。

##### 権利者の要保護性

この正当な理由の最小限の内容は、権利者に要保護性が認められることである。ここで決定的なのは、権利者が自発的に価値の喪失というリスクを負担したかどうかである。自分の意思によって、かつ担保の提供を要求せずに債務者に財産を譲渡した場合、権利者が自発的にリスクを負担したことに疑問はない。このような場合には、権利者を保護する必要性は小さくなく、したがって価値追跡権を認めるべきではない。逆に、権利者が自分の意思によらず価値を失ってしまったとき、あるいは錯誤等といった意思の瑕疵があったときには、価値の喪失というリスクを権利者に負担させることは適当でない。このような場合には、権利者を保護する必要がある。

##### 要件 第三者の利益との調整

もっとも、権利者がいくら保護に値するとしても、直ちに価値追跡権を認めるわけにはいかない。むしろ、第三者の利益および取引安全を十分考慮し、権利者の利益と衡量する必要がある。

まず、第三者の利益の保護という観点からは、価値追跡権を認めるのは権利者の保護のためにそれが不可欠である場合に限られなければならない。価値追跡権が不可欠と思われるのは、それがなければ権利者が当該価値をほとんど完全に失う恐れがある場合、具体的には債務者につき倒産手続が開始された場合である。これに対し、強制執行がされたにとどまる場合には、権利者に特別な権利を認める必要はない。

さらに、証明の困難および紛争の複雑化を防止し、取引安全を確保するという観点から

は、返還の対象となる価値の現在の状態についても何らかの制限が必要となる。この点については、結論として、債務者の責任財産中に価値が現存していると認められることが必要であり、かつそれで足りる。もっとも、責任財産中に価値がそもそも、またどれだけ現存しているかを判断するに当たっては、価値の付与によって生じた利益だけではなく、それによって債務者の財産において生じた不利益をも考慮すべきである。この点において、価値追跡権は、物権よりも弱い権利だと言える。

最後に、第三者が債務者の責任財産の存在を信頼している場合には、価値追跡権を認めることによってその信頼が害される恐れもある。物権法は、このような第三者の保護を公示の原則によって図っている。このように、第三者に対して効力を有する権利は第三者によって認識可能でなければならないという要請は、価値追跡権にも妥当すると考えられる。確かに、価値追跡権は占有や登記によって認識できるような物権の種類に属するものではないが、当該価値が債務者の責任財産に属しないことが何らかの形で第三者にとって明白であることをその行使の要件とすべきだと思われる。

### (3) 信託にとっての意義および限界

価値追跡権の根拠および要件が以上のようなものであるとして、最後の問題は、それが信託の位置づけについてどのような意義を持ちうるかである。まず、ドイツおよびオーストリアで認められている信託と価値追跡との間には、発想において共通する点がいくつか見られる。すなわち、両者は物権法上の帰属割当と異なる権利の割当を認めるという点において共通する。また、その根拠として問屋制度が援用される点も同じである。さらに、一般不当利得の原理が通底していると見る余地もある。

他方で、どのような手段によってその目的が実現されるかという点においては、両者の間には相違がある。信託においては、受託者の倒産の際に委託者は取戻権を有し、その他の債権者による強制執行の際には第三者異議権を有する。これによって、委託者は、受託者に譲渡した信託財産の価値だけではなく、その物自体の返還を受けることができる。これに対し、価値追跡権は、単なる優先弁済を受ける権利に過ぎない。

このように、信託が価値追跡よりも強い効力を有するのだとすると、その正当化根拠を価値追跡だけに求めることができないのは明らかである。したがって、信託が価値追跡を超える部分については、その正当化根拠を別のところに見出す必要がある。それがどこにあるかを解明するのは、なお今後の課題である。

しかし、その際、価値追跡が一定の示唆を与えることもまた確かである。まず、債権的

権利にも一定の第三者に対する効力を認めることが可能であることが、価値追跡説によって改めて示された。また、このような第三者に対する効力を無制限に認めることはできないということも明らかになった。すなわち、そうした効力の承認は、物権法の基本的な価値判断に即した利益衡量を行った上で明確に限定された場面においてのみ認められうる。価値追跡に関する議論は、その際の利益衡量において考慮すべき要素についての手がかりとなる。

そのような要素として考えられるのは、第一に、委託者の要保護性である。委託者は、自発的に担保の提供を要求せず受託者に信託財産を譲渡する。確かに、委託者には信託財産を受託者の責任財産に含ませる意思はないだろうが、それでもその返還に伴うリスクを自発的に負担したとは言えるだろう。そうすると、委託者が自己責任の観点から保護に値するか否かは、少なくとも疑問の余地があり、今後の課題としたい。

第二に、第三者に対する効力を認める場合には、その権利の存在が第三者にとって何らかの形で認識できなければならない。この要請が信託においても達成できるのかどうか、できないとすれば別の方法により第三者の認識可能性を確保することができるのかを検討する必要がある。その際、信託には信託財産を受託者の責任財産から完全に切り離すという、価値追跡よりも強い効力があるから、この点を考慮して公示に関する要件を厳しくする必要があるかどうかとも検討を要する点である。

従来の信託をめぐる議論においても、委託者の第三者に対して有する権利を何らかの形で限定する必要があるとの問題意識に出た議論がされてきた。伝統的に説かれてきたところのいわゆる直接性原則がそれである。この原則によると、信託財産は委託者から受託者へと直接に移転されなければならない。第三者から移転された信託財産、または受託者が信託財産の利用あるいは譲渡によって得たものについては、委託者は取戻権および第三者異議権を有しないとされる。

この直接性原則が提唱されているのは、おそらく二つの理由によるものと思われる。すなわち、信託の委託者に認められる権利が過度に広範かつ不明確なものとならないよう制限すべきであること、および第三者保護の目的である。しかし、いずれも根拠として十分ではない。については、価値追跡説によってより適切な制限の仕方が示されている。すなわち、委託者の権利は委託者に要保護性が認められる場合に、その限度でのみ認めるべきだということである。そこでの要保護性は、価値追跡と同様、一般不当利得の原理に基づいて判断すべきである。これによると、受託者が信託財産を委託者から直接に取得したか、それとも委託者の費用において第三者から取得したかという違いはそれ自

体としては意味を持たない。むしろ決定的なのは、受託者の他の債権者が信託財産から弁済を得ることが、経済的に委託者の財産からの（法律上の原因なき）受益と言えるかどうかである。これは、委託者が信託財産を直接に譲渡した場合だけではなく、その支出した金銭によって財産が取得された場合にも当てはまる。 についても、財産の移転が直接かどうかは第三者にとって認識可能なことではないから、直接性原則が第三者の保護のために公示に代わる機能を果たしているわけではない。そのため、既に述べたように、価値追跡におけると同様に「明白性」を要求する必要がある。

#### (4) まとめ

以上のように、価値追跡の理論を様々な角度から分析することにより、物権法・債権法二分論の限界を示すとともに、信託の基礎づけに関する一定の手がかりを得ることができたのが、本研究の成果ということになる。こうした成果は、日本国内で公表した他、ヨーロッパにおいても、英語およびドイツ語の業績として一部発信する機会を得た。

もっとも、信託においては責任財産の分離という価値追跡を上回る効果が認められるところ、その理論の根拠はいまだ明らかになっておらず、その解明を今後の課題にしたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

ガブリエーレ・コツィオール、価値追跡と信託 ドイツおよびオーストリアにおける議論を素材として、法学論叢、査読無、180 巻 5=6 号、601-621

〔学会発表〕(計 1 件)

Gabriele Koziol, Wertungsgleichklang bei Auflösung des Vertrages im deutschen und österreichischen Recht?, Aktuelle Stunde, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, 2017

〔図書〕(計 2 件)

Gabriele Koziol/Helmut Koziol, Jan Sramek Verlag, Austrian Private Law, 2017, 119

Gabriele Koziol/Helmut Koziol, Wilburgs Thesen zu „Gläubigerordnung und Wertverfolgung“, in: Manz'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, Festschrift 150 Jahre Wiener Juristische Gesellschaft, 2017, 197-216

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者  
コツィオール ガブリエーレ (KOZIOL, Gabriele)

京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：10725302

(2) 研究分担者 ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号：

(4) 研究協力者 ( )